

各事務事業に対する中間とりまとめ・見解

消防局

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他		1号	2号	3号	その他	計		再任用・非常勤	
30001	救急体制整備事業	救急隊の適正配置、救急資器材の研究、救急統計の総括等、救急体制の企画・調査を行うとともに、救急隊員に必要な救急資器材、訓練用器具及び感染防止器具の整備	1		ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	2101 2102	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○					77,993	0.0	0.0	0.0	16.5	16.5	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30002	救急救命士の養成・配置	高度な救急救命処置を行うことができる救急救命士を養成し、各救急隊へ適正に配置することにより、救急救命士が常時救急車に乗車する体制を維持する。	1		内部	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				118,108	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30003	救急救命士の処置拡大に向けた病院研修等の実施	救急救命士の処置拡大を行うためには医師から救急救命士への指示・指導・助言体制の充実、救急活動の事後検証体制の維持・推進及び、救急救命士の再教育が必要であるため、病院研修等を実施し、処置拡大のための体制作りを行う。	1		内部	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	2104	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				54,694	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30004	応急手当の普及啓発	救急車が到着するまでに、市民等が応急手当を行うことにより、救命効果の向上が図られ、また、大規模災害時において自ら若しくはお互いに救護できる能力を高めるために、消防局が主体になって市民等に対し応急手当の普及啓発活動を実施する。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	A-3	A-1	2103	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○				62,327	0.0	0.0	0.0	27.0	27.0	0.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30005	救急活動業務	市民の要請に的確に対応した救急活動を実施し、救急活動に必要な装備及び消耗品の整備をする事により円滑な救急活動を支える。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C-1 C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○					45,893	0.0	0.0	0.0	577.0	577.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30006	警防活動資器材等の整備	消防隊が災害発生時に安全かつ迅速な活動を展開するために必要な資器材の整備を行う。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○					72,993	0.0	0.0	0.0	15.5	15.5	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30007	警防活動業務	市内25消防署64出張所に、地域特性に応じた警防機械及び資器材を配置し、消防情報システム「ANSI N」を活用した迅速かつ効果的な消防力の運用に努め、消防戦術の研究及び訓練による技術向上など警防体制の一層の充実を図るとともに、震災、風水害など大規模災害に対応するための体制整備等を推進し、あらゆる災害の軽減を図る。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1401	ウ.拡充	e市(要改善)	○					157,543	0.0	0.0	0.0	1,708.5	1,708.5	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30008	消防自動車等の整備	複雑多様化する災害から、市民の生命、財産を守る目的で、大阪市の地域特性に応じた効率的な消防活動を迅速かつ有効に行うため、消防機械器具の研究や既存機械器具の改善を行い、災害防衛活動に必要な消防自動車等を適正に整備する。また、消防自動車や消防艇等の機能を維持するため必要な、点検整備計画の企画立案を行う。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	1401	ウ.拡充	e市(要改善)	○					2,317,111	10.0	0.0	0.0	26.0	36.0	1.0	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30009	消防水利施設の設置及び維持管理	災害発生時に速やかな消防活動を行うため必要不可欠である、消防水利施設(消火栓、貯水槽、防火水槽等)の設置及び維持管理する。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○					304,839	0.0	0.0	0.0	27.0	27.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30010	大規模建築物の建設計画の事前協議	一定規模以上の建築物を建設しようとする者と計画段階において事前に協議を行い、有効かつ安全な消防活動が実施できよう、常に状況に応じた指導を行っている。	1		ソ	c生命財産を守る	5危機管理	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○					0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの 3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分 類」をご覧ください。		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	其 他		1号	2号	3号	其 他	計		再任用 非常勤	
30011	救助活動業務	火災、交通事故、水難事故等から人命を救うため、専門的な知識と高度な救助技術を持った隊員が、各種の救助資器材を装備する救助車両を使用し、救助活動業務を行っている。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○						28,085	0.0	0.0	0.0	367.0	367.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30012	大震災対策用吸放水資器材等整備	大震災対策用吸放水ポンプ、ホース等を最新機器の適正を見極めながら整備保守管理を行い、震災対策の充実強化並びに大規模地震に対する防災対策の万全を図る。	1	ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	3201	ウ.拡充	e市(要改善)	○						29,903	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30013	震災訓練事業	発生の予測が困難な地震災害、風水害等の広域複合災害発生時における被害の軽減を図るため、防災の日に全市的に行われる訓練で、地域住民、地域防災リーダー、女性防火クラブ、自衛消防隊等、市民が実施できる初期消火・人命救助・応急手当等の活動の技術的指導にあたる。また、防災関係機関と協力して迅速で的確な活動や連携体制の充実を図ることを目的としている。	1	ソ	a法律義務	5危機管理	A-1	A-4 C		ウ.拡充	e市(要改善)	○						10,598	0.0	0.0	0.0	14.5	14.5	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30014	航空消防業務	航空機の特性を活かした消火、救助、救急の消防活動を行うほか、災害状況等の情報収集を行う。	1	ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○						80,523	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30015	消防情報・通信システムの維持・管理 ・研究開発業務	消防局、消防署所、関連機関及び消防車両等を総合ネットワークでリアルタイムに結び、迅速・効率的な消防活動を支援する消防情報・通信システムを活用し、市民等の安心、安全確保を図っている。情報通信技術の急速な進歩に対応するため多様な消防通信機器ネットワークシステムについての調査、研究、開発、保守を実施する。	1	ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○						696,688	5.0	0.0	0.0	10.0	15.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30016	消防救急無線デジタル化の整備 (新)	119番通報の受信や火災・救急などの出場指令を行う消防局の指令情報センターと消防署所、消防隊・救急隊を結ぶ重要通信網のひとつである消防救急無線は、関係法令の改正による現行のアナログ無線の使用期限を踏まえ、計画的に消防救急無線デジタル化整備を実施することで、情報通信技術の高度化及び秘匿性を向上させ消防通信体制の充実・強化を図る。	27	内部、 ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	4201	ウ.拡充	e市(要改善)	○						44,100	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30017	指令情報センター業務	消防業務の中で警防本部として位置付けられる指令情報センターでは、市民等からの119番通報を適切に受信し、通報内容を的確に判断して、迅速に災害出場指令を行うとともに、災害現場の指揮本部と連携を図りながら災害状況の推移に応じて消防部隊の増強や削減を実施するなど適切な消防部隊の管理を行う指令管制、及び救急管制等の業務を行う。	1	ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○						396	0.0	0.0	0.0	64.0	64.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30018	消防学校の教育訓練	新採用者に対し消防の基礎的知識・技術を修得させ、また、現任消防職員に対し消防の職務遂行上必要な専門的知識・技術を修得させるなど、消防職員の資質を高めるための学校教育訓練を実施する。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	6101	ウ.拡充	e市(要改善)	○						16,219	1.0	0.0	0.0	19.0	20.0	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30019	消防署所の建替(整備)	消防庁舎について耐震性能を含めた防災活動拠点としての機能強化を図り、老朽化・狭隘化した消防庁舎の建替等整備を継続的、計画的に実施する。当面優先すべき整備として耐震性能が不足な消防署所について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「大阪市耐震改修促進計画」「市設建築物耐震改修計画」においても、公共建築物である消防署所は災害時に重要な役割を担う災害対策施設として位置付けられていることから、あらゆる大規模災害に迅速に対応できる防災活動拠点としての耐震性能を含めた機能強化を図るために建替を行う。	1	ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 C	4103	ウ.拡充	e市(要改善)	○		○				317,204	2.0	0.0	0.0	4.0	6.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資 団体委託	民間委託	補助金支出	その他		1号	2号	3号	その他	計		再任用 非常勤	
30020	消防署所の耐震改修	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「大阪市耐震改修促進計画」「市設建築物耐震改修計画」において、公共建築物である消防署所は災害時に重要な役割を担う災害対策施設として位置づけられていることから、早急に耐震改修を含めた防災活動拠点としての機能強化を含めた耐震改修を図る。	23		ソ	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 A-3 C	4101 4102	ウ.拡充	e市(要改善)	○					28,263	2.0	0.0	0.0	3.0	5.0	0.0	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
30021	危険物等の規制に係る事務	消防法第11条の規定に基づく、製造所等の設置及び変更に係る大阪市長の許認可、承認処分及び完成検査等並びに同法第16条の3の2の規定に基づく危険物流出等の事故原因調査を行うほか、届出等に係る適切な指導を行う。	1		ア及びセ	a法律義務	3公権力行使	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○					1,499	4.0	0.0	0.0	42.0	46.0	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30022	建築・設備の規制に係る事務	消防法第7条に基づく建築確認の際の消防同意を行うほか、消防法第17条に基づく消防用設備等に係る規制に関する相談及び指導、消防法第17条の14又は火災予防条例第61条の2に基づく消防用設備等の審査及び検査等を行う。	1		ア及びセ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○					0	8.0	0.0	0.0	36.0	44.0	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30023	住宅用火災警報器の設置促進	住宅への住宅用火災警報器の設置の義務化に伴い、住宅用火災警報器の必要性について広く市民に広報し、住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、併せて住宅用火災警報器の不適切販売の防止に努める。	1		ア、ウ、セ	a法律義務	5危機管理	A-1	A-1	1201	ウ.拡充	e市(要改善)	○					事務事業 No30030の 予算に含まれる	0.0	0.0	0.0	13.0	13.0	2.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30024	放火防止対策の推進	平常時は、広く市民に対し放火されない環境づくりを啓発し、放火が多発し、あるいは連続放火が発生している地域においては、地域住民と一体となった重点的な放火防止対策を地域実情に応じて実施する。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	A-1	A-1 A-4	1101	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○					5,269	0.0	0.0	0.0	13.0	13.0	3.0	カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
30025	防災知識・技術の普及啓発事業	平成16年5月策定の「市民防災研修アクションプラン」に基づき、様々な市民の年齢層や社会的役割に応じて、阿倍野防災センター、消防学校及び消防署が、それぞれの施設の持つ特性に応じて体系的に防災研修を実施する。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	B-1	A-1 A-4	3101	ウ.拡充	e市(要改善)	○					121,129	0.0	0.0	0.0	13.0	13.0	2.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30026	地域防災リーダーの研修	局は研修内容及びテキストの作成、全体の基本研修指針の企画立案、事業のため各署で必要な予算配付・決算を行う。 署は基本研修指針に基づく署年間研修計画の企画立案、研修に関する区役所等との調整等、同事業に必要な予算執行・決算を行う。	1		セ	a法律義務	5危機管理	B-1	A-1 A-4	3201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○					5,262	0.5	0.0	0.0	11.5	12.0	2.0	カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
30027	女性防火クラブ員の育成	局はテキスト作成及び研修内容の企画立案、事業のために各署で必要な予算配付・決算を行う。 署は年間研修計画の企画立案、研修に関する区役所等関係団体との調整、同事業に必要な予算執行、決算を行う。	1		イ	a法律義務	5危機管理	B-1	A-1	3201	ウ.拡充	e市(要改善)	○					3,641	0.5	0.0	0.0	12.0	12.5	2.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30028	防火・防災管理事業	消防法に基づき防火対象物の安全確保を図るため、防火防災管理資格者の選任、消防計画の作成、自衛消防組織の設置等に関する指導を行い、防火対象物における適正な防火防災管理を行わせるとともに、防火防災管理業務に関する法定講習を定期的実施し、受講者に対し資格修了証を交付する事業	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○	○				13,293	0.0	0.0	0.0	12.0	12.0	2.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。		
			年度	無し								直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他		1号	2号	3号	その他	計		再任用・非常勤	
30029	自主防災指導業	各事業所に訪問し、関係者等に対して、出火防止はもとより消防設備や避難施設などの維持管理や消防計画の作成、その他自主防災管理上必要な知識・技術について、きめ細かい助言指導を行うことにより、自主防災意識の啓発を図るとともに自主防災管理体制の確立を図る。	1		エ ス	a法律義務	5危機管理	C-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	○					246,362	0.0	0.0	0.0	10.5	10.5	0.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30030	火災予防普及啓発事業	市民の防火防災意識を高め、災害に強いまちづくりの推進を図るため、実施要領等を定めて「全国火災予防運動」等の機会を通じて、住宅防火対策、放火防止対策、自主防火対策など火災予防普及啓発を行う。	1		ソ	a法律義務	5危機管理	A-1	C	ウ.拡充	e市(要改善)	○	○					31,085	0.0	0.0	0.0	14.0	14.0	2.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
30031	消防訓練強化対策事業 (新)	消防法令に基づき訓練実施が義務付けられている対象物に対して、効果的な自衛消防訓練の実施に関する指導を促進することにより、災害時における自衛消防活動の実効性を確保し、もって市民の安全確保を図る。	1		エ ス	a法律義務	5危機管理	C-1	A-1 A-3	1302	ウ.拡充	e市(要改善)	○	○				133,047	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0	2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30032	立入検査等関係事務	事業計画及び年間実施計画を樹立した上で、市内の防火対象物の防火管理体制、消防用設備等の設置・維持管理等、消防法令違反の有無などの検査を行い、違反建物に対しては是正指導し、火災予防上危険と認められた時は、権限を適正に行使し、警告・命令等の違反処理により早期の危険排除を図る。	1		エ ス	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○					9,204	0.0	0.0	0.0	128.0	128.0	1.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30033	査察体制の強化 (新)	消防局予防部に特別査察隊を設置し、各消防署の技術的支援を行なうとともに、違反処理を行なうにあたっては連携を図り、市民が利用する施設等における消防法令違反に対する迅速な違反是正を行う。また、警察との連携強化し、悪質な消防法令違反に対しては、建物の使用停止命令や告発を視野に入れ対応し、消防局の使命を果たす力強い査察を実施する。	1		エ ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1301	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○					1,800	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
30034	火災調査業務事業	火災調査業務を実施するとともに火災原因究明及び損害調査に必要な知識及び技術の向上と消防署における火災調査体制の充実強化を図るため、火災調査業務の支援、各種研修及び指導を行う。さらに火災予防・警防活動等消防諸施策に反映させるために不可欠な資料作成、提供を行う。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○					4,585	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
	計	34件																5,039,656	34.0	0.0	0.0	3,228.0	3,262.0	28.0	